#### 第六中学校いじめ防止基本方針

# 1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童・生徒はいない」との認識にたち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「第六中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の7つのポイントをあげる。

- ○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を道徳中心に全教育活動において推進する。
- ○いじめ未然防止のために年間を通し、具体的な取り組みを行う。
- ○インターネット関連のいじめ防止について指導するとともに職員研修を行う。
- ○いじめ等の早期発見のため、アンケートや面談の実施を定期的に行う。
- ○早期対応及びいじめ問題に取り組む組織を置く。
- ○家庭や地域・関係機関との連携を深める。

# 2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ア いじめゼロ宣言

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

青梅市の「いじめゼロ宣言こども会議」により、他校の取り組みを参考にする。

イ いじめを考える日

いじめを考える日を設定し、生徒一人一人が、いじめについてじっくりと考える。

講演会等を行い、保護者・地域とともに識見を深める。

ウ 七小児童会との連携

定期的に七小児童会と会議を持ち、具体的な活動を連携し行う。

- (2) 児童・生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ア 一人一人が活躍できる学習活動

各教科において、「協同学習」の理念を学び、実践する。

イ 人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング

黒澤川清掃、PTA 草取り、市民運動会、小中合同音楽会等の行事及びボランティア等を通し、積極的に人とのかかわりを推進する。

- ウ 道徳や学校の全教育活動において、自己有用感を高め、自尊感情育む教材の開発や体験活動を企 画する。
- (3) インターネット関連のいじめ防止について指導するとともに職員研修を行う。
- ア セーフティ教室等で、インターネット関連の講習会を行い、生徒・保護者・地域・教員に対して

啓発活動を行う。

イ 校内研修会において、インターネット関連の講習会を行う。

# 3 いじめ等の早期発見・早期対応

- (1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。
- ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年5回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し いじめゼロを目指す。
- イ 生徒との個人面談(教科、学級等年間3回)において、生徒が、相談しやすい環境を整える。
- ウ 教育相談部を中心に養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を強化する。
- エ 学校運営連絡協議会、PTA 活動を通し、生徒の情報が入りやすい環境をつくる。
- オ いじめ発見チェックリストを活用する。
- カ 東京都教育委員会「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」を活用する。
- (2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
- ア いじめを発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、組織で対応策を考え、 役割分担をして対応に当たる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童・生徒の身の安全を優先的 に考え、いじめている児童・生徒に対して毅然とした態度で指導に当たる。
- ウ 必要に応じ、保護者や関係機関と連携し対応する。

# 4 重大事態への対応

- ア いじめられた児童・生徒の安全確保
- イ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。
- ウ 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。
- エ 調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に 提供する。

## 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 生活指導校内委員会

構成員:生活指導部

活動内容:各学年生徒の情報交換 開催日程:週1回生活指導部会 イ 第六中学校いじめ対策委員会

校務分掌に「第六中学校いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対応ついての措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

## 6 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報 を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解 決を図ろうとしない。
- イ いじめられている児童・生徒が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ 問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- ウ いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育 委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- エ PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- オ 青梅市教育相談所やスクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- カ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

## 7 いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、児童・生徒理解					指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等	その他
4	アンケート①		学	生	特	授業①	アンケート結果への対応	
月			年	活	別			
5		担任面談①	会	指	支		面談結果への対応	
月		SC全校生徒面談	毎	導	援			
6	アンケート②	SC全校生徒面談	週	部	委	ふれあい月間	アンケート結果への対応	
月				会	員		面談結果への対応	
7		担任面談②		毎	会	いじめゼロ宣言子	校内研修会①	
月		SC全校生徒面談		週	毎	ども会議	面談結果への対応	
		家庭訪問			週			
8		担任面談②					基本方針の見直し、有効性の検証	
月		家庭訪問					小中合同研修会	
9	アンケート③	SC 全校生徒面談	П	П	П	授業②	アンケート結果への対応	
月							面談結果への対応	
10		SC 全校生徒面談				小中合同音楽会で		
月						のいじめ撲滅宣言		
11	アンケート④	SC全校生徒面談				ふれあい月間	アンケート・面談結果への対応	
月			$  \int $			セーフティ教室	学校運営連絡協議会研修会	
12		担任面談④	1 V	V	[]		校内研修会②	
月			\ \	V	V		面談結果への対応	
1	_	SC 全校生徒面談				授業③		
月								
2	アンケート⑤	SC 全校生徒面談				ふれあい月間	アンケート結果への対応	
月							面談結果への対応	
3		SC 全校生徒面談	] {}	۱۱ ۲۲	{}		校内研修会③	
月			V	V	V		面談結果への対応	